

MOON CINEMA PROJECT 応募規約

MOON CINEMA PROJECT(以下「MCP」といいます)を運営する、一般財団法人井上・月丘映画財団(以下「財団」といいます)は、以下の通り応募規約(以下「本規約」といいます)を定めます。MCPへ応募した者(以下「応募者」といいます)は、本規約に同意したものとみなします。

第1条(応募について)

①**未発表かつオリジナルの作品**で、下記条件を満たす映画企画を募集します。

- ・10分以上20分未満の短編映画企画であること
- ・海外映画祭への出品を目指す企画であること
- ・「映画倫理委員会」の定める「映画倫理諸規定」の基準を満たすもの
- ・公序良俗に反しない内容であること
- ・第三者の著作権を侵害していないこと

②提出物

- ・企画書(PDF形式。企画タイトル、企画概要、プロット、想定作品尺、制作スケジュールを記載。上記以外は自由。枚数制限はありません。)
- ・監督プロフィール(PDF形式)
- ・作品ポートレート
(過去作の閲覧可能なリンクを、監督プロフィールPDF内に挿入して下さい)
- ・脚本・PR映像など、応募にあたり上記以外で必要と思われるものがあれば任意で提出して下さい。

第2条(応募作品の著作権帰属)

- ①グランプリ企画を映像化した作品(グランプリ作品)の著作権は、著作権法第27条及び28条に定める権利を含め、全て財団に帰属するものとします。
- ②応募者は、財団がMCPの審査結果発表・広報活動等のために、TV・インターネット・雑誌等の告知媒体において提出物の全部または一部を無償で自由に利用できるものとします。
- ③応募作品について、第三者からの権利の主張、苦情の申し立て、損害賠償請求等の紛争が生じた場合、応募者が自らの責任と費用負担においてかかる紛争等を解決するものとし、MCP運営者は当該紛争に一切の責任および負担を負わないものとします。

第3条(グランプリについて)

①グランプリ企画の応募者には、**別途財団と締結する契約に基づき、制作・配給費として500万円(税込)を支給します。**

②制作・配給費の使用用途は以下の項目に限ります。

- 1) 企画制作費
 - ・調査費用、脚本制作費
- 2) 映画制作費
 - ・スタッフ人件費、キャスト出演料、撮影費、照明費、ロケーション費、美術費、スタジオ撮影費、機材費、音楽費、録音費、編集費、字幕翻訳費、権利処理費など、映画制作に必要なと思われる費用

3) 配給宣伝費

- ・予告編制作費、スチール撮影費、プリント費、劇場使用料、イベント費、メインビジュアル制作費、ポスターデザイン費、印刷代、その他配給宣伝に伴う費用

4) その他財団の承認を得た費用

- ③グランプリ企画の応募者は、**2020年7月31日**までに映画製作を完遂させること。
- ④グランプリ作品は映画祭出品後の3年間、上映権を監督に付与いたします。利益配分については別途財団と締結する契約書にて定めるものとします。
- ⑤映画祭への参加費用（渡航費、滞在費等）はサポートいたしません。
- ⑥出品した映画祭での賞金は財団が受領し、監督との間で別途財団と締結する契約書に従い分配します。
- ⑦グランプリ企画の応募者は、制作・配給費の費用内で下記のことを制作し、財団へ納品すること。
 - ・完パッケージデータ字幕無し（DCP、ブルーレイ）
 - ・完パッケージデータ英語字幕あり（DCP、ブルーレイ）
 - ・予告編データ
 - ・メインビジュアル（画像データ）

以上